

平成24年9月1日施行

苫小牧市

商店街の活性化に関する条例

ができました

詳細 商業観光課 032-6445

商店街はこれまで、地域イベントの開催や街路灯の管理、清掃活動など市民生活に密接に関係した活動に取り組み、「地域コミュニティの担い手」として重要な役割を果たしてきました。しかし、その活動の中心となる地域の商店会は会員数の減少などによりその機能が低下し、市民生活への影響が懸念されています。今回は、商店街の活性化による市民生活の向上を目指して制定された本条例を紹介します



条例制定の経緯

平成22年度に、苫小牧市商店街振興組合連合会（市商連）が市議会に対し、「商店街活性化条例の制定を求める陳情」を提出したことを契機として、市商連や商工会議所との意見交換を経て制定された条例です



条例のポイント

- 商店街は地域において重要な存在であることを明確にし、商店街の活性化により市民生活の向上を図ります
- 商店街活性化に関しての役割を明確にし、互いに支え合う仕組みを作りました（右図参照）
- 特に商店会は、事業者の「商店会への加入」や「応分の負担と協力」などにより、その組織基盤の強化を図ります



条例の主な内容

※各条文の要旨です

基本理念（第3条）……まちぐるみで取り組もう

- 事業者、商店会、連合会が創意工夫と自助努力により、商店街活性化の主導的な役割を担うこと
- 事業者、商店会、連合会、経済団体および市が相互に連携するとともに、大型店および市民の協力のもとに商店街の活性化を推進すること

事業者の責務（第4条）……商店街はお店が主役です

- 魅力ある個店づくりが商店街の活性化に必要であることを認識すること
- 商店会への加入に努めること
- 商店街の活性化に関する取り組みに対し、応分の負担と協力を努めること

商店会の責務（第5条）……中心となって活性化へ繋げよう

- 地域のにぎわいと交流の場の提供に努めること
- 商店会への加入を促進し、組織の基盤強化に努めること

市の責務（第8条）……積極的なサポートを進めます

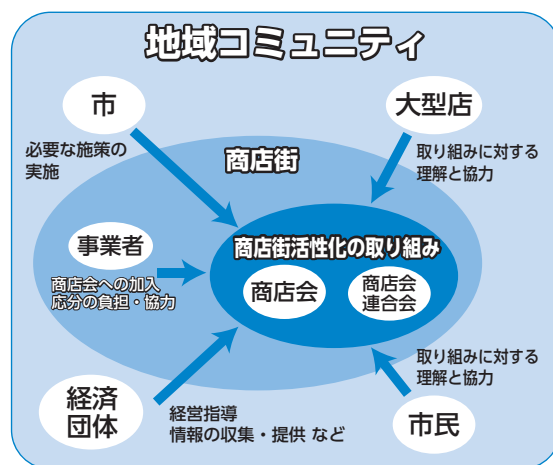
- 市は、基本理念にのっとり、商店街の活性化に必要な施策の実施に努めること

大型店の協力（第9条）……ともにまちを盛り上げよう

- 地域社会を構成する一員として、自らの社会的影響を認識し、商店街の活性化に関する取り組みに協力するよう努めること

市民の協力（第10条）……みんなで暮らしにうるおいを

- 市民は、商店街の活性化への取り組みが市民生活の向上に寄与することを認識し、その取り組みに協力するよう努めること



商店街から まちを元気に

苫小牧市商店街
振興組合連合会理事長
あきやま しゅういち
秋山 集一さん

この条例が制定されたことで、商店街に関わる方々の役割が明確になり、これからの商店街を支えていく基盤ができたと感じています。これを契機に市商連としても、商店会を通じた組織強化の働きかけを進めていきたいと考えています。

商店街は買い物だけでなく、交流や情報交換の場を提供しています。その機能を活性化することで、地域コミュニティを元気にし、市民の皆さんへ還元していくことが今後の目標となります。粘り強い活動を続けていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

商店街を盛り上げていくためには、地域一丸となつての協力が必要となります。
あなたの立場から商店街や苫小牧を元気にするために何ができるか考え、行動してみませんか？

本条例の全文は、ホームページでご覧になれます <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp> で商業観光課 検索